

「お試しチャレンジハウス」における新型コロナウイルス
感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月8日

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、福島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」及び田村市の「新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針」（以下「市指針」という。）を踏まえ、「お試しチャレンジハウス」（以下「施設」という。）における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき事項を整理したものである。

2 感染防止のための基本的な考え方

お試しチャレンジハウスの管理運営にあたっては、国が推進する「新しい生活様式」（以下「新様式」という。）の実践を基本に本施設の利用形態の特性を踏まえ、入居者を含む関係者の感染拡大を防止するため、対策を講ずるものとする。

3 利用受け入れにあたって

本施設は、移住を希望する市外の方を対象とすることから、受け入れにあたっては、以下の点を確認したうえで対応する。

なお、本施設の申込受付は、市指針「5 市民に対するその他の要請等」「③移動に関する感染対策」によらず、第1段階（R2.6.18まで）での申込みは受け付けないこととする。

（1）申込受付

- ①申込受付にあたっては、従来の申込みに加え、申込者へ以下の内容を確認することとし、確認できない場合は、原則、受け付けないこととする。
- ・申込者の現在の体調（風邪の症状等がないか）について
 - ・申込者及びその家族等を含む濃厚接触者が、過去に新型コロナウイルスに罹患していないか。罹患していた場合、①期間、②その後の検査等の結果、③保健所等からの指導事項等（申込者及び家族の場合のみ）、④その他必要事項
 - ・申込者及び本人以外の緊急連絡先。

（2）入居前

- ①入居日前日の午前中に必ず、市へ現在の体調（体温・風邪等の症状・倦怠感の有無など）について異常がないか電話で報告し、了解を得る。なお、入居日当日について、体調に異常がある場合もその旨、報告する。

（3）入居及び使用にあたって

- ①入居日に、市で入居者全員の検温等体調確認を行う。また、入居者は、入居後の体

- 調管理に努める。（体温計・手指消毒用剤は市で準備する。）
- ②体調に異変等があった場合、市へ連絡し、対応について確認をとること。なお、確認等をする前の移動は、感染拡大防止の観点から、行わないこと。
- ③入居期間中、申込者以外の宿泊及び来客等の長時間の滞在は、認めない。ただし、来客等については、いわゆる「3密」の回避、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底、人と人との距離（最低1m）など、「新様式」を徹底することを前提に短時間に限り認める。なお、市では、来客等の概要について報告を求める場合があるので、来客者の名簿やその行動状況を記録（住所・氏名・滞在時間・用件・「新様式」への対応方法など）しておくこととともに、施設内の簡単な消毒を行う。また、名簿の作成には、感染者が発生した場合の情報として、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- おって、上記に限らず、緊急の必要性が認められる場合は、この限りではない。
- ④入居中は、「新様式」の実践やマスクの着用を心がけ、感染防止を図ること。

4 市の対応

本施設における感染拡大の予防対策及び感染等発生（疑い含む）の場合における入居者に対する市の対応については下記のとおりとする。

（1）感染拡大の予防対策

- ①入居者へ咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底や、上記3（3）③の対応について周知する。
- ②消毒液は、アルコールや次亜塩素酸ナトリウム溶液等を市が用意し、施設内を最適なものを用いて消毒する。
- ③業務に携わる職員等に対して定期的な検温や健康記録を促し、発熱等の症状など体調不良の場合は、外出をせず他者への感染拡大防止に努める。

（2）感染等発生（疑い含む）や体調異変があった場合の対応

- ①速やかな対応を図るため、感染者等と保健所との連絡体制等を確立しておく。
- ②感染者（感染疑いのある者含む）が入居した事実が判明した場合には、施設を一時閉鎖し、保健所の指導に従い対応（消毒等）を行う。

5 適用期間及びガイドラインの改訂

令和2年6月8日～令和2年7月31日までとする。なお、国及び福島県や田村市新型コロナウイルス感染症対策本部の対応により、期間を変更及び改訂する場合がある。

6 附則

このガイドラインは、令和2年6月8日から施行し、同日から適用する。